保護者の権利

通訳および翻訳サービス

全ての保護者は、生徒の教育についてご自身が理解できる言語で情報提供を受ける権利を持っています。学校は生徒の入学時に、保護者が学校側との連絡事項において使用したい言語について伺います。これにより学校側では言語に関する保護者のニーズを把握し、無料で通訳や翻訳文書を提供できるようになります。

**学校または学区におけるサービス**

**保護者の協力は子供の教育に不可欠です！**

学校側は保護者が利用する言語で、子供の教育に関する連絡を行います。これには文書の翻訳や、ミーティングなどにおける通訳などが含まれます。

保護者がある程度英語が理解できる、または生徒が英語の読み書きができるというような場合でも、このようなサービスを利用する権利が与えられます。

生徒に関する重要なお知らせなどにおいては、**保護者が利用する言語**で連絡いたします。これには次のような連絡事項が含まれます:

|  |  |
| --- | --- |
| * 学校への登録および入学 * 成績、学業基準、卒業要件 * 校則および生徒における規定 * 出欠席、退学 * アクティビティまたはプログラムにおける保護者の承認 * 健康、安全、緊急事態などについての連絡 | * 休校日 * 優秀者、飛び級対象者および英語学習者のプログラムやサービスをご利用いただけます * 障害を持つ生徒の特別学級およびサービス |

**教員および学校職員との対話**

教員や学校職員と話をされる際は、必要に応じて通訳を手配致します。これは保護者と教員の定期ミーティング、特殊クラスに関する相談、または生徒の学習に関する話し合いなどにおいてご利用いただけます。

学校側では保護者の言語および英語に堪能な通訳を手配することが可能です。通訳はミーティングにおける内容についてきちんと理解できる人物が選ばれます。生徒や児童を通訳として利用することはありません。

通訳はあくまでも第三者であり、話し合いの内容を十全に伝えることができます。言葉を意訳することもありません。通訳は自分の役割に徹し、また守秘義務を持っています。通訳は同席、または電話にて対応し、学区の人間や外部の契約者が務めます。

学校における生徒の教育に関連した、あらゆる話し合いにおいて通訳サービスをご利用いただけます。また保護者から学校側に積極的に依頼することも可能です。

**文書での連絡について**

学校側は文書での連絡において、学区にて主に使用される言語への翻訳を行います。これがご自身が使用される言語と異なる場合、学校側にご依頼いただければ、翻訳または通訳による説明を行うことも可能です。

**ご質問やご不明点がある場合 サポートが必要な場合**

不明点がある、または通訳や翻訳が必要という場合、学校がサポート致します。学校の人間または次のスタッフメンバーにご連絡ください:

Kristin Kim, ELL Coordinator- [Kristin.kim@mercerislandschools.org](mailto:Kristin.kim@mercerislandschools.org)

Mary Newcomer- [mary.newcomer@mercerislandschools.org](mailto:mary.newcomer@mercerislandschools.org) or 206-230-6336

Fred Rundle- [fred.rundle@mercerislandschools.org](mailto:fred.rundle@mercerislandschools.org)

**保護者における不明点または申し立てについて**

**保護者には様々な権利があります！**

連邦または州における人権に関する法律に基づき、保護者にはご自身の言語にて必要情報を得る権利が与えられています。

学区における言語サービス規定の詳細については、メインオフィスにお問い合わせください。またはこちらからもご覧いただけます:

<http://www.boarddocs.com/wa/misd/Board.nsf/goto?open&id=AFQU6V78A998>

<http://www.boarddocs.com/wa/misd/Board.nsf/goto?open&id=AFQVAR7F2BD7>

**不明点または申し立てについて**

学校の通訳や翻訳サービスについて不明点がある、またはそのようなサービスについて学校側から案内がないという場合は、以下をご覧ください。

1. **学校長、または馴染みの学校職員にご連絡ください。**学校長と話し合うのが問題解決における最善策となる場合があります。内容について相手に伝え、問題解決においてどのような行動をとるべきかを明確にしてください。
2. **学区側との対話。** 学区側と問題について話し合うこともできます。事務局におけるコーディネーターや担当者に連絡していただくことも可能です。
3. **問題を解決できるようサポートしてもらう。**ご自身の権利についてより詳細に把握したい、または問題を解決するためにサポートしてもらいたいという場合は事務局にご連絡ください。

Equity and Civil Rights Office Office of the Education Ombuds

Office of Superintendent of Public Instruction 1-866-297-2597| [oeo.wa.gov](file:///\\k12.internal\shares\Agency%20Data\Equity%20and%20Civil%20Rights\Language%20Access%20Proviso\Parent%20Materials%20Drafts\oeo.wa.gov)

360-725-6162 | [www.k12.wa.us/equity](http://www.k12.wa.us/equity)

1. **申し立てを行う権利について。**申し立てを行う場合、何語でも構わないので文書を作成し、郵便、電子メールまたは直接手渡しで学区までご提供ください。ご自身用のコピーもご用意ください。

学区では内容について調査を行い、30日以内に文書で回答させていただきます。申し立てにおける詳細についてはこちらでご確認いただけます: [www.k12.wa.us/Equity/Complaints.aspx](http://www.k12.wa.us/Equity/Complaints.aspx).

申し立てや苦情により、保護者や生徒に危害が加えられるようなことはありません。